

# 里庄町子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に、町が委託している事業所から訪問支援員を派遣し、家事・育児などの支援を実施する事業です。

## 【支援内容】

### 家事支援

食事の準備や片付け、洗濯、掃除、買い物など

### 育児支援

授乳・食事の世話・おむつ交換・沐浴、  
外出時の補助など



## 【ご利用できる方】

町内に住所を有し、家事・育児に対して不安や負担を抱えている子育て家庭（18歳未満のお子さんがある家庭）や妊婦のいる家庭で、町が事業の利用について必要と認められた方

- 例）・身近に支援者がおらず身体的・精神的に負担のあるご家庭
- ・食事や生活環境について保護者の養育を支援することが必要なご家庭
- ・家事や家族の世話・介護などで、子どもらしい生活を送ることが難しいヤングケアラー家庭
- ・出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦のいるご家庭 など

## 【利用者負担額・回数】

1時間あたり300円（1回の利用は2時間まで）

※世帯の住民税課税状況により減免の制度があります。

対象世帯	利用可能時間
妊娠中で支援の必要な世帯	妊娠届出から出産日の間20時間まで
家事や育児支援が必要とされる子育て世帯	同一年度につき48時間まで

## 【利用の流れ】

- ①こども家庭センター（健康福祉課）へ電話をする。
- ②こども家庭センターの面談を受け、利用申請書を提出する。
- ③利用の決定を受けたら、町と事業所が訪問させていただくので、支援内容について相談する。
- ④利用を開始する。

## 【問い合わせ先】

こども家庭センター（健康福祉課）☎0865-64-